

11. その他中心市街地の活性化のために必要な事項

[1] 基本計画に掲げる事業等の推進上の留意事項	
<p>○公共複合施設整備事業 公共複合施設整備事業における基本計画の策定にあたり、市民へのアンケートのほか、中学生や子育て世代へのアンケートを実施。また、学識経験者、子育て関係団体等をメンバーとした長井市公共複合施設整備市民検討委員会を設置し、協議を行った。</p> <p>○水陸両用バス運行事業 水陸両用バスは、「みずのまち」長井の観光振興、インバウンド観光、また長井ダムツーリズムを推進することを目的に、平成 30 年度及び令和元年度の 2 か年の試験運行を実施した。試験運行では、運行についての検証や利用者へのアンケートを実施した。 アンケート結果では、事業の魅力や観光面での貢献などで高い評価を得ており、今後、やまがたアルカディア観光局による事業を実施。</p> <p>○まちづくり活動推進事業 地域住民や関係機関と行政が一体となった協議会を設置しており、ワークショップなどによるまちづくりに関する協議・検討会を行っている。街路整備における協議や今後のまちづくりについての協議をととして実行可能な事業の検討を行っている。</p>	
[2] 都市計画等との調和	
<p>(1) 長井市第 5 次総合計画 本計画書「1-[6]- (1) -①」(中心市街地の活性化に関する基本的な方針(中心市街地活性化の基本方針))に記載</p> <p>(2) 長井市都市計画マスタープラン 本計画書「10-[1]- (3)」(中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項(都市機能の集積の促進の考え方))に記載</p> <p>(3) 長井市立地適正化計画 本計画書「1-[6]- (1) -③」(中心市街地の活性化に関する基本的な方針(中心市街地活性化の基本方針))に記載。</p>	
[3] その他の事項	
<p>(1) 長井市まち・ひと・しごと創生総合戦略 本計画書「1-[6]- (1) -②」(中心市街地の活性化に関する基本的な方針(中心市街地活性化の基本方針))に記載</p> <p>(2) 第一種大規模小売店舗立地法の特例区域の設定 中心市街地の食品スーパーが撤退した跡地について、「中心市街地の活性化に関する法律(平成 10 年法律第 92 号)」による第一種大規模小売店舗立地法特例区域の指定を山形県に対し要請し、令和元年 7 月 19 日付で指定を受けている。指定区域には、大手ドラッグストアや農産物直売所が出店し、大規模小売店舗の撤退や郊外化による中心市街地の商業機能の低下を防ぎ、都市機能の維持や市民生活の利便性向上、賑わいの創出に繋がっている。</p>	